

郡山市栄養事業実施要領

平成 17 年 7 月 1 日制定
平成 19 年 4 月 1 日一部改正
平成 22 年 4 月 1 日一部改正
平成 24 年 4 月 1 日一部改正
平成 27 年 4 月 1 日一部改正
平成 28 年 4 月 1 日一部改正
平成 29 年 4 月 3 日一部改正
[保健福祉部保健所地域保健課]

1 目的

健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 17 条及び母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 9 条に基づき、生活習慣、特に栄養に関する知識の普及を図ることにより、市民等の健康増進や生活習慣病の予防を行う。

2 対象者

郡山市に居住又は通勤・通学している者

3 実施内容

別表のとおりとする。

4 指導従事者

別表のとおりとする。

5 料金

別表のとおりとする。

6 その他

この要領に定めるもののほか、栄養事業の実施に必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

別表

栄養事業の実施内容及び方法等

事業名	対象者	目的	実施内容	指導従事者	料金	根拠法令
すこやか離乳食教室	乳児と保護者	離乳食は、食生活の第一歩であるため、保育者に対し、離乳食をとおして望ましい食生活・食習慣の形成ができるよう支援をする。	月齢に合わせた離乳食の講話と調理実習を行う。	栄養士 歯科衛生士 等	無料。ただし実習材料費は自己負担とする。	健康増進法 母子保健法
若い人への健康づくり教室	成年期	生活習慣病の発症が若年齢化していることから、生活習慣病予防と健康増進のために、正しい食習慣・生活習慣を普及・啓発する。	生活習慣病等の話や、骨密度測定や運動等と調理実習を行う。	医師 栄養士 保健師 運動指導者等	無料。ただし実習材料費は自己負担とする。	健康増進法
骨コツ相談	高校生以上 (骨粗しょう症で治療中の方、服薬している方の骨密度測定は対象外)	自分の骨密度を知って、骨粗しょう症とロコモティブシンドロームを予防するために食生活・生活習慣を見直す場とする。	超音波による骨密度測定と栄養・食生活、生活習慣(運動等)、歯科の個別相談を行う。 希望者にはみそ汁等の塩分測定を行う。	栄養士 保健師 歯科衛生士	無料	健康増進法
減塩教室	成壮年期	生活習慣病を予防し、減塩を主眼とした食生活の改善や調理方法、運動についての知識を習得させ、家庭においても実践可能な減塩を支援する。	減塩のための食生活や調理の工夫についての講話、適正体重を維持するための運動を行う。 教室前後の知識や行動の変容を観察し、個別相談や集団指導を実施する。	栄養士 保健師 調理師 運動指導者等	無料。ただし実習材料費は自己負担とする。	健康増進法